

# 事業継続力強化支援計画の 申請ガイドライン (案)

本ガイドライン(案)は、申請者たる商工会又は商工会議所並びに関係市町村に対し、申請書を記載する際の参考として頂くとともに、認定権者である都道府県に対し、現時点における国の考え方を示すものです。

都道府県は、本ガイドライン(案)を参考に、改めて当該都道府県内の申請者に対し、都道府県としてのガイドラインを示してください。

申請者は、当該都道府県が示すガイドラインを参考に事業継続力強化支援計画を作成の上、都道府県に申請してください。

なお、都道府県により記載内容及び申請の際必要となる添付書類が若干異なる場合があります。

令和元年5月

中小企業庁 小規模企業振興課

## 《目 次》

1. 事業継続力強化支援事業の概要	1
2. 改正小規模事業者支援法に基づく支援のスキーム	3
3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き	4
4. 事業継続力強化支援計画の記載例	6
5. 申請時における確認事項	14
6. Q&A	15

# 1. 事業継続力強化支援事業の概要

## (1) 背景

平成30年度は、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風19～21号、北海道胆振東部地震等、小規模事業者に甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぎました。

近年は、水害のリスクも上昇しているとされ、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されている中、こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。大企業では、事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組は、一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、令和元年5月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(中小企業強靱化法)」(令和元年法律第〇号)が成立しました。

当該法律の中で、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(以下、「小規模事業者支援法」という。)の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

## (2) 改正小規模事業者支援法の内容

改正小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

## (3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所においては、小規模事業者に対し、経営指導員が日常的に経営支援を行っています。こうした経営支援の一環として、防災・減災対策についても、経営課題への対応と同様に対策を促していくことが効果的です。

これまでも、商工会又は商工会議所は、事業継続計画(BCP)策定に関する普及

啓発や発災時における相談窓口の設置、復旧支援等の取組を行ってきていますが、とりわけ小規模事業者においては防災・減災対策に関する経営上の優先順位が必ずしも高くないことや、商工団体自身のマンパワー不足、自治体における対応のばらつきといった課題があります。

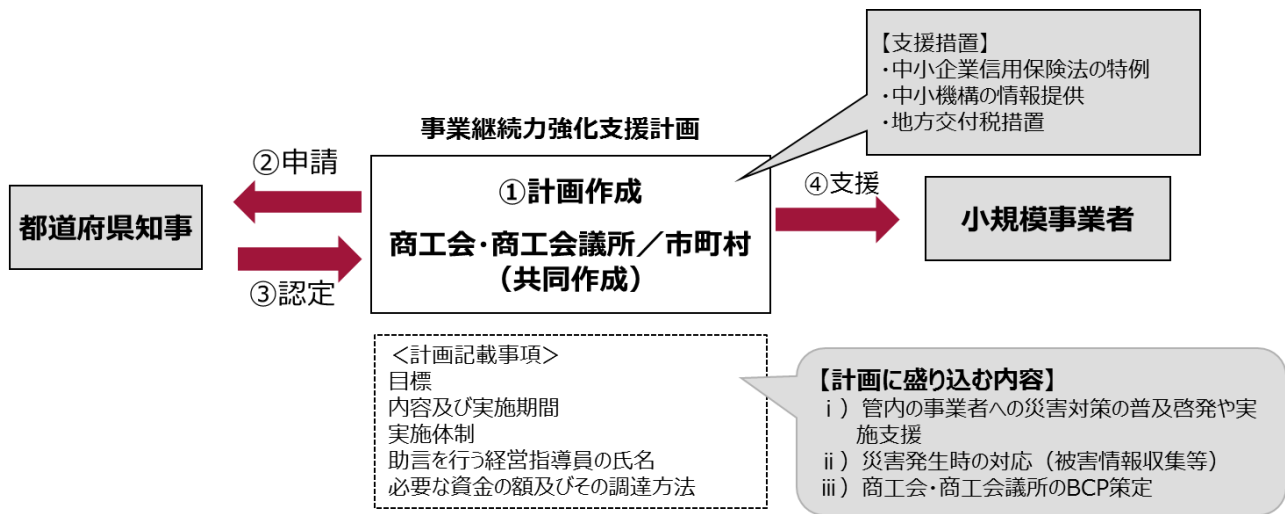
他方、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等への対策で重要な役割を担う地方自治体は、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内の小規模事業者と接点を有しています。

このため、商工会又は商工会議所が、地域の防災を担う関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成し、都道府県知事が認定する新たな制度を設け、体制・取組を強化することとしています。

具体的には、以下の取組を想定しています。

- ①巡回・窓口相談等を通じたパンフレット配布等によるBCP策定の重要性等の周知
- ②自然災害等に対応した保険・共済の普及啓発等防災・減災の取組支援
- ③BCP策定支援の推進のための関係機関との連携
- ④BCPの取組状況にかかるフォローアップ
- ⑤自然災害等発災時の小規模事業者の被害状況の確認、相談窓口の設置
- ⑥自治体等との連絡体制の整理

## 2. 改正小規模事業者支援法に基づく支援のスキーム



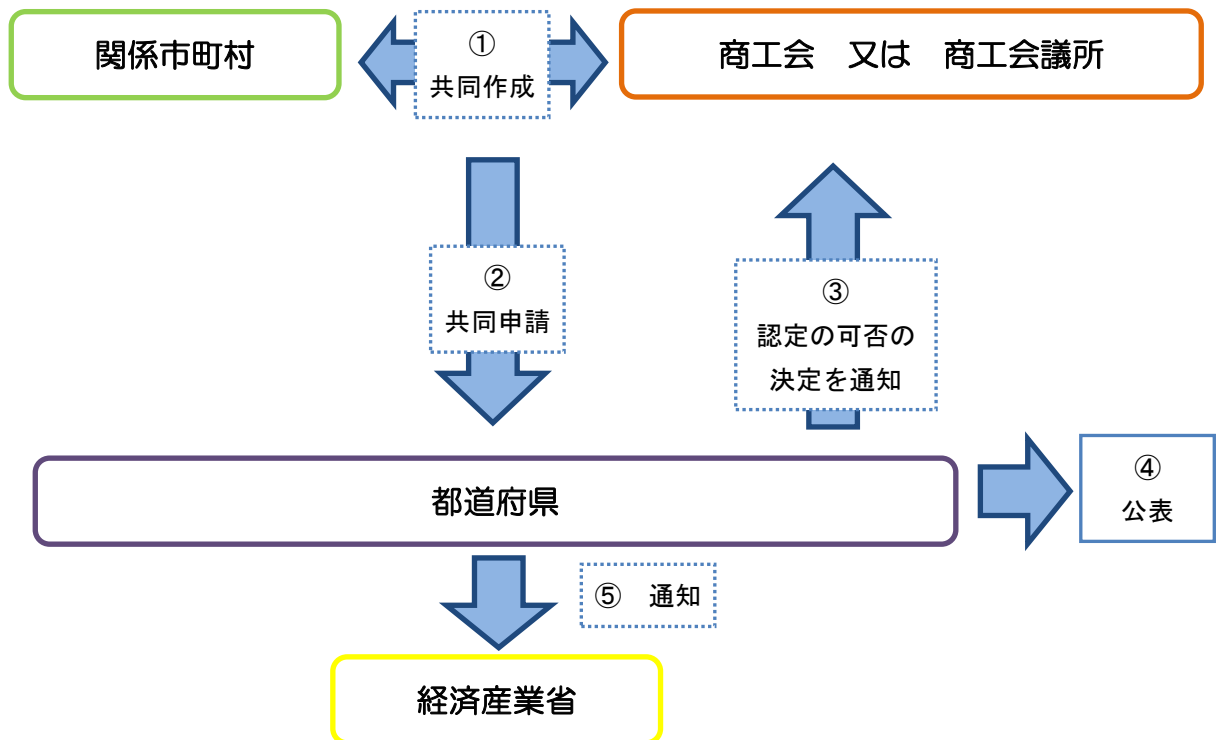
### 3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き

#### (1) 手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

- ① 共同作成する関係市町村と事前調整を行う必要があります。計画の方向性やイメージの共有等、早い段階で関係市町村との調整を開始してください。  
↓
- ② 商工会又は商工会議所と関係市町村が事業継続力強化支援計画を共同で作成し、当該地域を管轄する都道府県へ申請してください。  
↓
- ③ 都道府県において審査を行い、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。  
なお、認定された計画は都道府県ホームページで公表します。

#### (2) 申請認定のイメージ



(3) 申請書の提出先及び問合せ先

〇〇県 〇〇部 〇〇局 〇〇課  
〒111-1111  
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
TEL：111-111-1111 / FAX：222-222-2222  
E-mail：aaaa@aaa.aa.aa

(4) 申請時の提出資料

※申請時に①～⑤の書類は必須となります。電子媒体での提出を求める場合のファイル形式は、都道府県の定めるところによります。  
(参照：小規模事業者支援法施行規則第1条)

【紙媒体】

書 類 名	部 数
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4 【添付書類】 ③当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 ④当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し ⑤認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書面	正本1部 副本1部

※書類の用紙サイズはA4としてください。

【電子媒体】

書 類 名	ファイル形式
①認定申請書（様式第1） ②別表1～4	PDF ファイル

【ファイルの名称】

○認定申請書 ⇒【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】申請書

○別表1～4 ⇒【〇〇商工会 or 〇〇商工会議所】別表1～4

## 4. 事業継続力強化支援計画の記載例

(1) 様式第1 (第4条関係)

記載例

様式第1 (第4条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

▲▲県知事

〇〇 〇〇 殿

▲▲県・市●●1-1

〇〇市商工会

会長 □□ □□

会○  
長○  
印○

▲▲県・市●●2-2

・市長 △△ △△

市○  
長○  
印○

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律  
第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 〇〇 〇〇



(2) 別表(1~4)

※あくまでも記載例です

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

〇〇市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、製造業が立地をする山間の〇〇地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

〇〇市のハザードマップによると、山間の〇〇地区一帯は、地滑りが発生し、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

市内の〇〇川流域では、これまでも数々の水害に見舞われており、特に、平成〇〇年の台風〇〇号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風による被害により、〇〇市では人的被害に加え、住家被害が1万棟にのぼり、県下における被害の約半数を占めた。

また、〇〇市は内陸に位置している影響により、年間平均降雪量は312cmと多く豪雪都市である一方、夏は猛暑になることが多い。

※防災関連サイト(参考)

- 地震情報(気象庁)  
<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- 津波情報(気象庁)  
<https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト  
～身のまわりの災害リスクを調べる～(国土交通省)  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 地震ハザードステーション(国立研究開発法人防災科学技術研究所)  
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(2) 商工業者の状況

業種分類	区分	該当社数
〇〇業	中小企業	〇社
	うち小規模事業者	〇社
〇〇業	中小企業	〇社
	うち小規模事業者	〇社
〇〇業	中小企業	〇社
	うち小規模事業者	〇社

(3) これまでの取組

- BCPに関する国の施策の周知
- BCP策定セミナーの開催
- OO損保会社と連携した損害保険への加入促進
- 当会として防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、OO市における備蓄物品も有）
- OO市が実施する防災訓練への参加・協力

II 課題

現状では、目標として定めた取組について、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、OO市への被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

IV その他

別途、都道府県が求める情報（商工団体自身のBCPの有無等）について記載してください。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（3～5年の期間を記載のこと）  
令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。
- 会報やメールマガジンにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

2) BCPの策定

- 小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

3) 関係団体等との連携

- 連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- 関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 事業者のBCP取組状況の確認
- (仮称)〇〇市事業継続力強化支援協議会（当会、〇〇市、金融機関、外部有識者含む）を開催し、状況確認や改善点等について協議

5) BCPの実行訓練の実施

- 自然災害等が発生したと仮定し関係機関（地区内事業者、行政等）との連絡訓練

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 自己の安否報告【発災後1時間以内】

(SNS等を利用して自己の安否や、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を事務局長に報告する)

2) 大まかな被害状況の確認【発災後24時間以内】

(被害規模の目安は以下3パターンを想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」</u>等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• <u>地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」</u>等、大きな被害が発生している。</li><li>• 被害が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」</u>等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• <u>地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」</u>等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>• 目立った被害の情報がない。</li></ul>

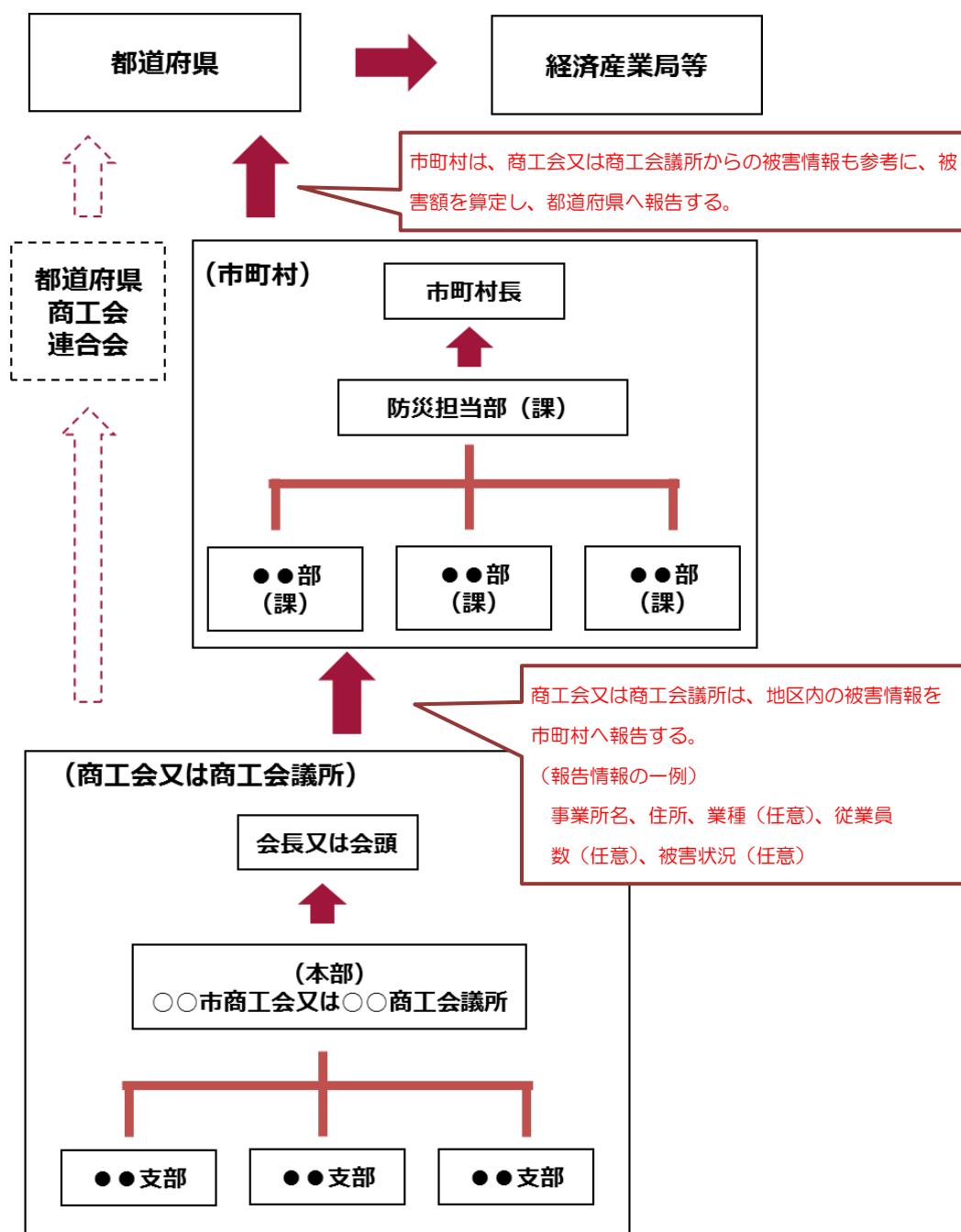
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 後述< 3. 発災時における連絡体制 >に基づく連絡（後述の連絡体制図参照）

- 発災後～1週間 1日に〇回連絡する
- 1週間～2週間 1日に〇回連絡する
- 2週間～1ヶ月 1日に〇回連絡する
- 2ヶ月以降 2日に〇回連絡する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制> 以下は、被害情報の報告ルート为例

- 自然災害等発生時に関係市町村に対し、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 情報は、一元的に都道府県において整理する。

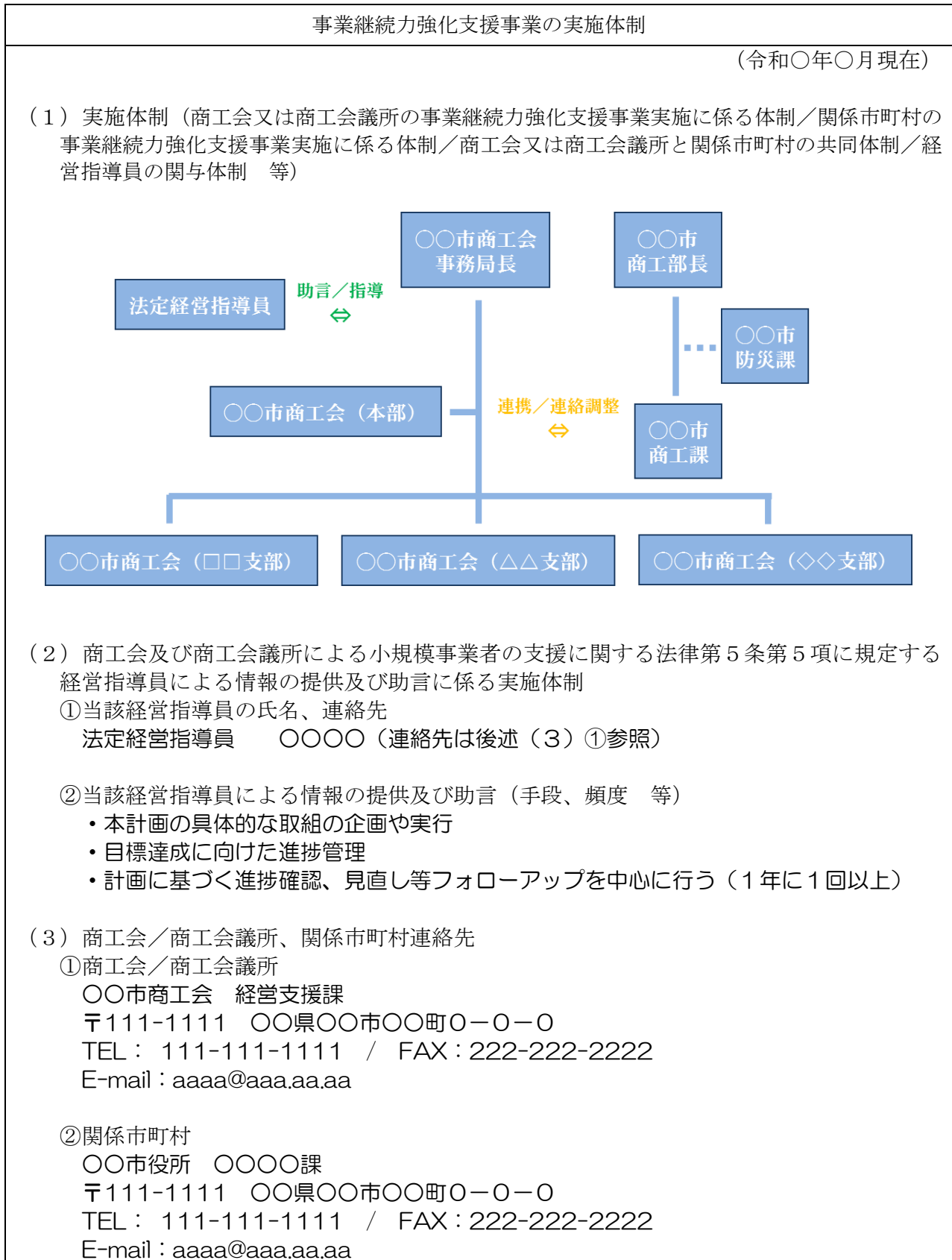


< 4. 発災後の地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ①緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、相談窓口を開設する。
- ②相談窓口や被害状況調査等を通じ、地区内小規模事業者へ適切な情報発信・提供を行う。
- ③国や都道府県、市町村等の復興支援施策について、地区内小規模事業者へ周知する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・ 専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ 協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・ パンフ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、〇〇市補助金、〇〇県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<b>&lt;記載にあたり留意すべき点&gt;</b> この様式(別表4)は、小規模事業者支援法第5条第3項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。
連携して実施する事業の内容
<b>&lt;記載にあたり留意すべき点&gt;</b> (別表1)「事業継続力強化支援計画」に記載する事業ごとに項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。
連携して事業を実施する者の役割
<b>&lt;記載にあたり留意すべき点&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。</li><li>・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。</li></ul>
連携体制図等
<b>&lt;記載にあたり留意すべき点&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記「連携する内容」に記載した事業ごとに、連携体制図を記載してください。なお、連携体制が複数の事業で共通の場合は、まとめて記載しても結構です。</li><li>・連携体制図は別紙としても結構です。</li></ul>

## 5. 申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑪に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目		記載 チェック
1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】	
	① 現状	
	・地域の災害リスク	
	・商工業者の状況	
	・これまでの取組	
	② 課題	
2	③ 目標	
	④ その他	
	・都道府県が必要とする情報や添付資料 （例：商工団体のBCP策定の状況、BCP計画等）	
	2 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】	
	⑤ 実施期間	
3	⑥ 事業の内容	
	・事前の対策	
	・発災後の対策	
	・発災時における指示命令系統・連絡体制	
4	・発災後の地区内小規模事業者に対する復興支援	
	3 事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】	
	⑦ 実施体制	
5	⑧ 法定経営指導員	
	⑨ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先	
	4 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】	
5	⑩ 必要な資金の額	
	⑪ 調達方法	
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表4】	
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	ロ. 当該者との連携に関する事項	



## 6. Q&A

### (1) 全体

Q1. 「事業継続力強化支援計画」の作成は義務ですか？

(答)

国としては、小規模事業者の事業継続への取組は重要だと認識しており、その作成は義務ではありませんが、関係市町村とよくご相談の上、できるだけ作成していただきたいと考えています。

Q2. 申請時期はいつになりますか？

(答)

都道府県ごとに異なりますので、都道府県担当課にお問い合わせください。

Q3. 計画の申請窓口は、どこですか？

(答)

認定を行うのは都道府県知事になりますので、都道府県担当課にお問い合わせください。

Q4. 都道府県によって、審査内容が異なるのでしょうか？

(答)

事業継続力強化支援事業については、改正小規模事業者支援法に基づき、国が基本指針を作成し、基本的な考え方を示す予定です。

本ガイドライン（案）は、改正小規模事業者支援法や基本指針に基づき、都道府県が認定を行うに際して最低限必要となる基準を国が示したもので、詳細は本ガイドライン（案）を参考に各都道府県の定めるガイドラインをご確認ください。

Q5. 一の商工会等の管轄区域が複数の市町村にまたがる場合、又は一の市町村に複数の商工会等が併存する場合は、どのようにすればよいのですか？

(答)

例えば、以下のようなケースが考えられ、「⇒」の対応となります。

【A商工会の管轄区域がB市とC町にまたがっている場合】

- (1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成  
⇒A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる
- (2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成  
⇒(1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる
- (3) A商工会がB市とのみ共同で作成  
⇒A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる
- (4) A商工会がC町とのみ共同で作成  
⇒A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

【X商工会議所とY商工会がZ市に併存する場合】

- (5) X商工会議所及びY商工会がZ市と共同で一つの計画を作成  
⇒Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる
- (6) X商工会議所とY商工会がそれぞれZ市と共同で別々の計画を作成  
⇒(5)と同様、Z市内におけるX商工会議所及びY商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる
- (7) X商工会議所は計画を作成せず、Y商工会とZ市が共同で計画を作成  
⇒Z市内におけるY商工会の管轄区域のみ計画の対象区域となる

Q6. 申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

(答)

都道府県ごとに異なりますので、都道府県担当課にお問い合わせください。

Q7. 商工会又は商工会議所と共同して申請する市町村は、何を実施すれば良いのでしょうか？

(答)

実施する内容やその役割は作成主体である市町村及び商工会又は商工会議所の判断になります。いずれにしても、市町村は、商工会又は商工会議所とよく相談の上、計画を共同で作成してください。

Q8. 申請にあたっては市町村長の押印が必要になりますか？

(答)

基本的に市町村長の押印が必要です。ただし、自署による記名の場合は押印不要です。

## (2) 法定経営指導員

Q9. 法定経営指導員とは、どのような者ですか？

(答)

改正小規模事業者支援法第5条第5項に規定する「経営指導員」を、便宜的に「法定経営指導員」と呼んでいます。

改正小規模事業者支援法では、「小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者（抄）」と規定しています。

Q10. 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者を想定していますか？

(答)

経済産業省令で定めることとしていますが、詳細は現在調整中です。

Q11. 「法定経営指導員」は、すべての経営指導員がなるべきものですか？

(答)

経済産業省令に基づき一定の要件を満たす者を想定していますので、すべての経営指導員がなることは想定していません。

Q12. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えないとのことですが、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合、当該申請計画の扱いはどのようになりますか？

(答)

「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありません。

ただし、ご質問のように、同候補者が最終的に法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合には、申請された事業継続力強化支援計画は不認定となります。

Q13. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできない場合に備え、複数の候補者名を記載してもいいのですか？

(答)

複数の候補者名を記載しても差し支えありません。

ただし、上記Q12の回答のとおり、最終的に法定経営指導員の要件をクリアする者が1名以上必要となります。

Q14. 「法定経営指導員」が複数の計画に関与することはできますか？

(答)

同一人が複数の事業継続力強化支援計画の法定経営指導員となることは問題ありませんが、法定経営指導員は、計画の作成から実施に至るまでの必要な情報の提供及び助言等を行うこととなりますので、一人の法定経営指導員が関与できる常識の範囲を超えないよう留意する必要があります。

Q15. 「法定経営指導員」が人事異動した場合、手続きは必要ですか？

(答)

例えば、A商工会の事業継続力強化支援計画に関与する法定経営指導員X氏が、他の商工会に人事異動となった場合、X氏が引き続きA商工会の計画に関与するのであれば、特段の手続きは不要です。

しかしながら、人事異動を機に、A商工会の計画に関与する法定経営指導員をY氏に変更したい場合には、改正小規模事業者支援法第6条に基づく変更認定を受ける必要があります。

### (3) 事業継続力強化支援事業の目標

Q16. 「事業継続力強化支援事業の目標」は、どのようなことを記載するのですか？

(答)

事業継続力強化支援事業の実施期間全体における目標となりますので、3～5年先を見据えて、商工会又は商工会議所及び関係市町村としてどういう姿を目指すか（どうなっていたいか）、そのために商工会等のあり方はどうあるべきか（どういう支援を

行うべきか)といったことを記載してください。

#### (4) 事業継続力強化支援事業の実施期間

Q17. 「事業継続力強化支援事業の実施期間」は、どのくらいの期間ですか？

(答)

3年以上で、最長5年間としてください。

なお、事業継続力強化支援事業は、自然災害等の最新の発生予測等をもとに実施される必要があるため、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましいと考えます。

#### (5) 事業継続力強化支援事業の内容

Q18. 事業内容等を補足するため、別添形式で資料を添付することは可能ですか？

(答)

添付資料の一例として、商工会又は商工会議所自身のBCP計画等が考えられますが、都道府県により異なりますので、詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

Q19. 発災時における被害情報の報告とは、どのようなものか？

(答)

国としては、商工会又は商工会議所から市町村へ、さらに都道府県へ迅速かつ円滑に被害情報を伝達していただきたいと考えています。

被害情報の報告内容の一例(下図参照)として、事業所名、住所、業種、従業員数、被害状況等があげられますが、報告の内容等は都道府県により異なりますので、詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※被災前の状況に戻すに必要な額、おおよそで可	被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。

## (6) 事業継続力強化支援事業の実施体制

Q20. 実施体制（別表2）には、どのようなことを記載すればよいですか？

（答）

国として記載していただきたい項目は本ガイドライン（案）14ページ、内容は11ページに例示していますのでご参考ください。なお、詳細は都道府県により異なりますので、詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

## (7) 必要な資金の額及びその調達方法

Q21. 必要な資金の額について、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

（答）

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

## (8) 連携に関する事項

Q22. (別表4)は、どのような場合に記載するのですか？

（答）

(別表4)では、事業継続力強化支援事業の作成主体たる商工会又は商工会議所及び関係市町村が、それ以外の者と連携して事業を実施する場合にのみ記載します。

例えば、保険会社と連携して周知を行う等、事業の効果的な実施に資する場合に限定してください。

Q23. (別表4)において、「連携者」として記載した内容は、公表されるのですか？

（答）

(別表4)は公表しますので、記載する内容は、当該連携者とよく相談のうえ、同意を得てください。

## (9) 提出書類について

Q24. 提出書類に不備（不足）があった場合は、どうなりますか？

(答)

提出書類に不備があった場合の扱いは、都道府県により異なりますので、詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

Q25. 添付書類「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、どのようなものですか？

(答)

商工会の定款で定める理事会、商工会議所法第51条の常議員会及び正副会頭会議を想定していますが、詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

Q26. 添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

(答)

必要箇所の抜粋で問題ないと考えています。

ただし、会議名、日時、事業継続力強化支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要であると考えますが、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名・押印が必要となります。

なお、議事録の写しに代えて、事業継続力強化支援計画の内容等について、会長又は会頭が了承している旨の文書（以下の例示をご参照ください）の提出でも可としたいと考えています。

詳細は都道府県担当課にお問い合わせください。

【記載例】

〇〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇県知事 殿

〇〇〇〇商工会 会長 〇〇 〇〇

〇〇商工会議所 会頭 〇〇 〇〇

事業継続力強化支援計画の提出について

令和〇年〇月〇日付け、〇〇〇〇第〇〇号で提出する事業継続力強化支援計画については、本職が了解している旨を証します。

Q27. 添付書類「認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

（答）

経済産業省令で定めることとしていますが、詳細は現在調整中です。

#### （10）認定審査について

Q28. どのような基準で審査をするのですか？

（答）

審査の基準は、都道府県ごとに異なりますので、申請される都道府県担当課にお問い合わせください。

#### （11）共同申請について

Q29. 二以上の商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

（答）

小規模事業者支援法第5条第2項の規定により、二以上の商工会又は商工会議所が共同で申請することができます。

Q30. 異なる市にある商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

（答）

Q5. をご参照ください。



## (12) 変更申請

Q31. 認定を受けた事業継続力強化支援計画を変更することはできますか？

(答)

小規模事業者支援法第6条第1項の規定により、変更することが可能です。変更する場合には、事前に都道府県担当課にご相談ください。

Q32. 「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

(答)

実施体制や連絡体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に都道府県担当課にご相談ください。

Q33. 事業継続力強化支援事業の実施期間は、変更認定により延長することが可能でしょうか？

(答)

国としては変更認定により延長することは可能と考えていますが、都道府県ごとに扱いが異なる場合がありますので、都道府県担当課にお問い合わせください。

Q34. 小規模事業者支援法第6条第2項に規定する「(略) 認定に係る事業継続力強化支援計画が、同条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、(略)」とは、どのような場合ですか？

また、そのようなときに該当する場合、どのような対応が考えられるでしょうか？

(答)

第5条第6項を要約すると以下のとおりです。

- (1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること
- (2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったときに、その認定を取り消す

ことができるというものです。ただ、こういったケースが頻発することはあまり想定していませんので、気になる場合には、都道府県担当課にご相談ください。

Q35. 認定された事業継続力強化支援計画の全てを白紙に戻すような場合、小規模事業者支援法第6条第1項に基づく変更申請で対応することは可能でしょうか？

(答)

計画の全てを白紙に戻すような場合には、変更申請で対応することはできません。改正小規模事業者支援法第5条に基づき、新たに認定を受ける必要があります。

Q36. 変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

(答)

都道府県ごとに異なりますので、申請の都道府県担当課にお問い合わせください。

Q37. 変更申請の認定審査は、どのような観点で実施されるのですか？

(答)

変更申請における認定審査は、当初認定と同様に、小規模事業者支援法第5条第6項各号に掲げる基準に合致するか、の観点で審査を行うと認識していますが、都道府県ごとに異なりますので、申請の都道府県担当課にお問い合わせください。

Q38. 変更申請した計画が不認定となった場合、当初認定された計画はどのような扱いになるのですか？

(答)

変更申請が不認定となったことにより、当初認定された計画が取り消しになることはありません。

### (13) その他

Q39. 事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

(答)

小規模事業者支援法第11条の規定により、都道府県知事は、事業継続力強化支援事

業の実施状況について、商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができることとなっています。

都道府県からの求めがあった場合には、ご協力をお願いします。